

(※) 母国語等：母国語その他当該外国人が使用する言語または平易な日本語

割増賃金不払いの解消

II 監督指導の是正結果II (平成三十年度)

今年八月に厚生労働省より「監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成三十年度)」が公表されました。

全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づ

いて企業への監督指導を行った結果、平成三十年度中に不払いの割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が一企業で合計一〇〇万円以上となった事案を集計しています。

・是正企業数…
一七六八企業
(うち一千万円以上の割

増賃金を支払ったのは、
二二八企業)

・対象労働者数…

一八八三七七人

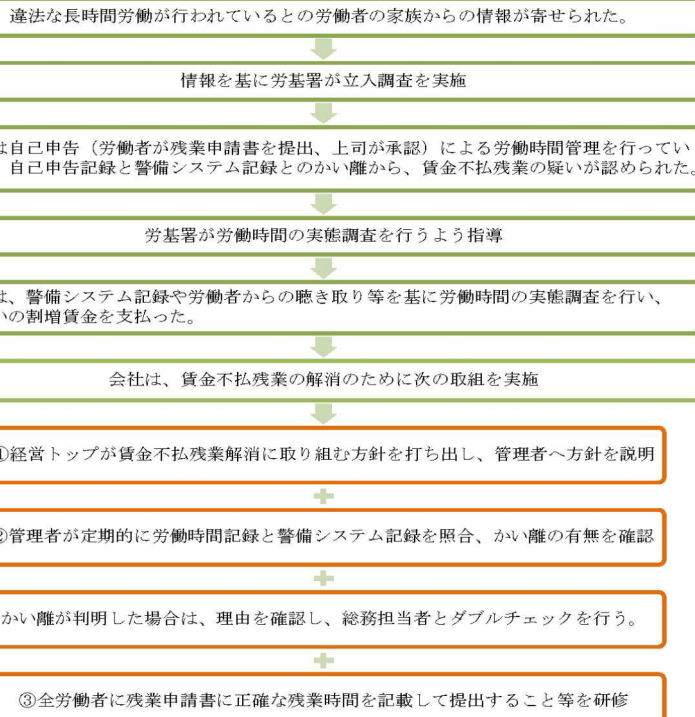
・支払われた割増賃金(合計)…

一二五億六三八一万円

・支払われた割増賃金の平均額…

一企業当たり七一・一万円

左上は、監督指導の対象となった企業の賃金不払残業の解消のための取組事例(一例)です。



「全国労働衛生週間」

令和元年度全国労働衛生週間です。九月一日から九月三十日まで準備期間として取り組んできました。

十月一日から十月七日までの本週間は、今年度のスローガンをもとに、事業場での労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の大切さを再確認し、積極的に健康づくりに取り組んでいきたいと思います。

一、事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視

二、労働衛生旗の掲揚 スローガンなどの掲示

三、労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰

四、有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施

五、労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他の労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

十月の労務手続 「提出先・納付先」

一日～七日

○全国労働衛生週間実施期間

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

「労働基準監督署」

三十一日

○労働者死傷病報告の提出(休業四日未満、七月～九月分)
「労働基準監督署」

○労働保険料の納付(延納第二期分)(口座振替を利用しない場合)

「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

京都府内の事業場では、十月一日から最低賃金額(時間額)が九〇九円となりましたが、その反面、消費税率一〇%により公共料金や医療費(本人負担を含む)等も負担増となりました。家計への影響は如何に・・・。(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com